

れど、此草紙などの比は四十八刻にや、すべて何もく、四つのみぞくるはさしけるといへり、伊勢物語に、子一つより丑三つまでといふも是也、源氏、大和物語等にも如此也、

ね九つ、うし八つなどぞ、是よのつねの時をうつ數、子は九丑は八時なれば、里人はさやうにいへど、禁中に時を奏し、時の杓をさすは、漏刻にまたがひて、何時も四づ、ばかり也と、清少まさしく后宮にみやづかへして、見き、たりし所をいへる詞也、里びたるとは里めきたる也、平人をさとびたる人といふ也、

○按ズルニ、和漢共ニ漏刻ハ百刻ニ分チテ、時刻ハ十二時、四十八刻ニ分ツノ制ナリ、今春曙抄ニ之ヲ混同シタルハ誤ナリ、

〔源氏物語桐一〕右近のつかさのとのゐ申のこゑ聞ゆるは、うしになりぬる成べし、

〔延喜式陰陽十六〕諸時擊鼓 子午各九下、丑未八下、寅申七下、卯酉六下、辰戌五下、巳亥四下、並平聲、鐘依刻數、

〔類聚名物考時令二〕鐘

鐘をつくことは、昔は時の鼓と共に、朝夕その時々々に打しを、いつしかさる事も、今は釋氏の預ること、なりて、寺にのみそのこと有に似たり、

〔松の落葉四〕時もり、鐘鼓をうつこと、

今の世、時をつげてうつに、鼓をうつあり、又鐘をうつもありて、ひとやうならず、いにしへは、時を鼓刻を鐘と、まらせうつもの、かはりてありつるに、刻をまらせうつこと、のやみぬるより、あまりて、時のかたに鐘をもうつにて、これは鼓を正しかりける、

〔萬葉集十一寄物陳思〕時守之、打鳴鼓、數見者、辰爾波成不相毛、惟

〔青標紙〕時刻取方的例